

平成20年度青森県エネルギー作物等栽培試験費補助金交付対象事業公募要領

1 補助事業の概要

対象事業者

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者で主たる営業所を青森県内に有する者
- イ アに該当する者を含む2者以上で構成するグループ

対象事業

エネルギー作物の試験的栽培事業

- ・エネルギー作物とは次に掲げるものをいいます。
スイートソルガム、柳、スイッチグラス、ネピアグラス、牧草類

補助対象経費

補助対象経費	
経費区分	内 容
直接人件費	事業の実施（播種、育種、病虫害駆除、収穫、運搬等）に直接関与する者の直接作業時間に対するものに限ります。（ただし、補助対象経費総額の1/2を超えない額とします。）
原材料、消耗品費	事業の実施に直接必要な原材料（エネルギー作物の種子等）、副材料及び消耗品の購入に要する経費

補助率 1 / 3

補助金

補助対象経費の1/3に相当する額又は20万円のいずれか低い額
（総額は県の平成20年度予算60万円の範囲内）

採択予定件数

3 者

2 申請方法等

申請期間 平成20年4月24日(木)～平成20年5月12日(月)

申請書類

- 1) 交付申請書
- 2) 補助事業計画書
- 3) 収支予算書
- 4) 建設業者の建設業許可通知書の写し
- 5) バイオ燃料事業に関する協定書(グループで申請する場合のみ)
- 6) その他知事が必要と認める書類

提出先

青森県 県土整備部 監理課 建設業振興グループ 担当：澤頭
青森市長島一丁目1番1号

TEL 017-734-9706 FAX 017-734-8178

提出方法

の提出先に郵送、FAX 又は持参により提出してください。

3 補助事業予定者の決定

建設業等バイオ燃料検討委員会による審査を行います。

- ・ メンバー 坂井教授(長崎総合科学大学) 中村准教授(宮城大学)
青森県工業総合研究センター 岡部研究調整監
県土整備部西堀次長、船橋監理課長

補助事業予定者決定後に、青森県建設業エネルギー作物等栽培試験費補助金採択(不採択)通知書により通知します。

4 全体スケジュール

申請期間 平成20年4月24日(木)～平成20年5月12日(月)

建設業等バイオ燃料検討委員会による審査

平成20年5月13日(火)

計画の採択決定 申請から1ヶ月以内

補助金交付決定 申請から1ヶ月以内

事業着手 交付決定後

報告書提出 12月下旬

5 補助事業遂行時の注意事項

補助金対象事業の着手は、補助金の交付決定通知後とします。

補助金の支出は、事業完了後の実績報告書提出以降とします。

事業期間は、補助対象経費であっても、支払が先行することになるため、資金確保が必要となります。（自己資金等）

補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした書類を整備し、その書類を補助事業の終了した日の属する会計年度終了後5年間保管するものとします。

補助事業に関して提出された事業計画書類等は、返却しません。また、青森県情報公開条例に基づく行政文書開示請求の対象となります。

6 審査基準等

この補助金は、バイオ燃料の製造に前向きに取り組む建設企業を対象とするものであることから、以下の視点で審査を行います。

バイオマスを起源とする燃料製造は、大量に原材料を確保する必要があることから、10ha以上の耕作面積が確保できる見込みがあること。

（申請書に自社所有地や借り上げ可能面積を記入すること。今回の試験栽培で必要な面積は30a程度を見込んでいます）

バイオ燃料プラントの導入意欲があり、製造されたバイオ燃料の活用計画があること。

バイオ燃料に対する取組が一過性ではなく、継続して研究していく意欲があること。

試験栽培に関して、生育状況のデータ収集回数や体制等について、詳しく記載してあること。